

# 江戸時代の超高齢者 —仙台藩1737-1866年史料に見る（上）—

高木 正朗<sup>i</sup>

The farther backward you can look, the farther forward you are likely to see.  
(過去を遠くまで振り返ることができれば、未来もそれだけ遠くまで見渡せるだろう)

Sir Winston Churchill, 1874-1965

われわれ日本人はいま、20世紀末（1980年代）～21世紀初頭（2010年代）にかけて、人類がこれまで一度も経験したことがない事態に直面している。その事態とは人口の超高齢化（長寿化）であり、それにとまなう社会システム全体の制度的、財政的、世代的矛盾の深化あるいは破綻である。同時代人の一人として、筆者もまたこの国の長寿老人をみぢかに観察し、彼らが生きる地域・病院・施設の現状をみる機会が、この20～30年で格段にふえた。しかし、近代（例えば第1回国勢調査〔1920年〕以前）の高齢者の人数や生活状態はともかく、江戸時代の高齢者とりわけ超高齢者（長寿老人）については、その数ですらはっきりしていない。彼らの数は、生活世界においてはごく僅かだったので、世間一般の関心をほとんど引かなかったのだろうか。そこで筆者はまず、仙台藩の二つの年次（1762年、1849年）の史料を注意深く検討して、長寿老人（超高齢者）の数を確定した。次に、それが基礎人口に占める比率を計算し、その結果を1888年以後の日本の人口・国勢調査データの数値（全国人口と地域人口に占める超高齢者比率）と対比した。その結果筆者は、日本の超高齢者数は長期にわたり絶対的に僅少であり、80歳以上者は1,000人当たり5人余り（基礎人口比5～6%）、90歳以上者は0.5人程度（基礎人口比0.3～0.5%未満）に保たれてきた、との結論に達した。換言すれば、今われわれが経験しつつある人口の超高齢化はここ30年（1980年代後半）に起きた「革命的出来事」であり、それ以前の少なくとも130年間（1850〔嘉永期〕～1980年〔昭和末期〕頃まで）は、あるいは多めにみて220年間（1760〔宝暦末〕～1980年頃まで）は、超高齢者数を僅少にとどめる人口レジームが持続していたのである。

キーワード：超高齢者、百歳長寿、数え年、御目見、人別帳、長寿者調べ、国勢調査人口、地域人口、基礎人口、千分率（%）

目次	1-2 宝暦12年の超高齢者調べ
序論	1-3 嘉永2年の超高齢者調べ
第1章 御目見と超高齢者調べ	第2章 超高齢者調べ—その信頼性
1-1 御目見と養老の礼	2-1 記述の信頼性—宝暦12・嘉永2年調べ
	2-2 数字の信頼性—嘉永2年調べ（以上本号）
	第3章 超高齢者調べの結果（国データ）

i 立命館大学名誉教授

- 3-1 宝暦12年の超高齢者
- 3-2 宝暦12年調べの結果
- 3-3 嘉永2年の超高齢者
- 3-4 嘉永2年調べの結果
- 第4章 超高齢者調べの結果(郡データ)
- 4-1 郡方の超高齢者—気仙郡
- 4-2 郡方の超高齢者—東磐井郡南方
- 4-3 嘉永2年調べの結果
- 4-4 嘉永2年の人口構造—東磐井郡南方
- 第5章 武家の高齢者調べ
- 5-1 弘化3年の高齢者
- 5-2 弘化3年調べの結果
- 結論

## 序 論

この論文の目的は、数え年80あるいは90の長寿者・超高齢者は江戸時代の地域に何人くらいいたのか、彼らが人口に占める比率(重み・負荷)はどの程度だったのかを、歴史資料を使用して解明することである。それと同時に筆者は、彼らのうち最高齢者は何歳くらいだったのか(それは現代の最長寿命者の年齢より低かったのか、それとも同程度だったのか)、さらに最長寿命に達したと推定されるひとは実際にいたのかなど、現代の人口問題に接合する情報をえたいと考えた。

たとえ数年分であっても、それが統計的研究にたえる超高齢者・長寿者数であるなら、われわれはその数字と歴史家のすぐれた(主として質的な)研究成果とを併用することで、江戸時代の高齢者・超高齢者の様相(暮らしぶり、症状、介護と扶養の重み)を、より鮮明に描出できるのではないだろうか<sup>1)</sup>。

筆者はこうした関心から出発した。しかし、事はそれほど簡単ではなかった。そこで、前提(条件)をいくつか置いて考察をすすめることにした。

第1の前提は、近世の高齢者・超高齢者の数は今のところ、全国レベルであれ領国レベルであれ、よくわからないということである。

徳川幕府はそもそも、国勢調査に匹敵する人口統計を、その必要は享保期(1720年代)に萌芽的には自覚されたが、作成できなかった。大名・領主(260~270人)は人別調査を行ったが、この調査は自国・自領単位に実施されたので、規模・精度ともバラツキが大きかった(国民国家が無かったから当然ではある)。

さらに、村人口(人別調査の最小単位)を年齢階級別に集計させた藩は、その数字を現代のデータと接続することは困難であるが、管見では仙台藩のみである。その仙台藩にしても、藩・郡単位の年齢別人数書上(集計値)は今のところ見つかっていない(人口にかかわる諸藩の数字は、幕府の求めに応じて報告されたが、総数と男女別人数とがわかるだけである)。

第2の前提は、われわれは当時の人々(藩役人、村方役人)が文書に記した高齢者・超高齢者の人数を、慎重な検討をくわえて問題がなければ、信頼するということである。

大多数の領主・大名は、人別調べを重視して人口を継続的に把握し、必要に応じて高齢者を書上げさせた。しかし彼らは、原本(人別帳)の保存については大抵、領内の全村・全町分であれ1ヶ村分であれ、その一括保管・永久保存を命じなかった。そこで現代の研究者は、ある藩(ある村・町)の高齢者・超高齢者データを入手したとしても、その精度を「原本」(それは膨大な数量にのぼったと推定されるが)に戻って確認することは(ごく一部を除いて)できない。それ故われわれは、文書に記された数字は信頼して考察をすすめるということである。

第3の前提は、人別帳や諸文書(それが原本であれ、写本であれ)に記された人々の年齢は、(明らかな過誤があれば修正をくわえるが、それは)正しいとみなして議論を進めるということである。

しかしこの前提は、人別改の主体(近世国家、藩・領主)が領民把握にどの程度熱心だったかによって異なるので、無意味となる場合もある(例えば、南部藩あるいは公家領の人別帳・宗門帳。これらの帳

面は、年齢はもちろん合計人数自体の信憑性が疑われるので、歴史人口学の研究対象とはならない。そこで史料活用にあたっては、この論文がおこなったように、丁寧な資料批判が不可欠である。

また出生登録（所定日の申告）がおくれると、年齢は少なくとも1歳ほど過小評価されることになる。登録遅れは赤子の何割にあったのかわからないが、筆者はそれが2年以上となる事例はごく少数だったと推定している。いずれにせよ登録の遅れ・漏れはあったとしても、享保期（徳川幕府による全国人口調査の開始）以降は改善されたであろう。

なお、人類はいつ頃から年齢をもち始めたのか（時期）、それは暦（年、月）の発明とどう関連していたのか（起源）、何を契機としてつかい始めたのか（理由）、年齢の最初の用例はどこで誰がどう使ったのか（初出）などは、たいへん重要な論点である。しかしそれらは、別途に考察を要する大きな課題である。

こうした前提を置いたうえで、筆者はつぎの課題を明らかにしようと試みた。それは、第1に仙台藩（地域）の超高齢者・長寿者の数を把握すること、第2にそれが基礎人口に占める比率を計算すること、第3に計算結果を近・現代の数値（例えば図1-1、図1-2）と対比して、連続性と変化とを観察することである<sup>2)</sup>。

江戸時代の仙台藩は庶民人口40～56万（侍をふくむ奥州分人口60～76万）規模の「大国」だったので、われわれは（たとえ限られた年次ではあっても）まとまった数の長寿者を確保できると見込まれる。数があるていど揃えば、結論の信頼性はより高くなるであろう。

超高齢者比率の計算はこの論文の主課題であるが、それが歴史人口学に対してもつ意義を記しておきたい。歴史人口学の素材は日本の場合、今のところ村・町の人別帳や宗門帳である。しかし、年次が揃った宗門帳・人別帳は限られているので、ある領内の限られた帳面を整理・集計した場合、例えそれが

良質の資料であるとしても、超高齢者の数はごくわずかとなる（人口ピラミッドの上方に、僅かに観察されるに過ぎない。次号の図2を参照）。

超高齢者の数が少なければ固有の研究対象となり難いが、その少なさは資料の制約によるのであって、領国・領内に彼らが何人いたのかということとは別問題である。

それ故、長寿者は領内に一体何人ほどいたのかという疑問（超高齢者比率の計算）は、仮に領国人口（基礎人口）と長寿者数が判明するなら、解く価値のある課題とも言えよう。

この課題にかかわって筆者は、二つの付随的課題を明らかにしたいと考えた。一つは近世の藩役人（家産制国家の支配者）は組織をどう使って長寿者を把握したのかということ、もう一つは長寿者・超高齢者は領主にどう処遇されたのかということである。

前者が明らかとなればわれわれは、人別帳の信頼性（名前・年齢・異動・家の継承など記載事項の精度）を、間接的にはあれ裏付けることができるであろう。

長寿者の把握にあたって役人たちは、村方に人別帳（村控）があること、村役人が調査を忠実・正確に行うことを前提としたであろう。従ってわれわれは、藩庁トップ（国家老）の達しが村方にどう到達し、村方はこれにどう対処したかを追跡すれば、近世の国家・組織は人口調査（人数改）をふくむ一般的行政課題をどう処理したのかについて、その方法を具体例にそくして解明できるはずである。

後者について筆者は、超高齢者に対する近世国家（領主）の特別な処遇、すなわち長寿者の御目見（養老の礼）と百歳長寿者への扶持米支給に焦点をあてた<sup>3)</sup>。御目見は藩庁・役人に周到な事前準備（長寿者調べ、宿の準備、謁見の手配）を強いたので、超高齢者の数と処遇内容とを記した文書が残され、他方で扶持米支給はわれわれに100歳以上者の存否を確認するための得がたい糸口（情報）を提供している。

封建領主のこうした施策、それを誉れとする庶民

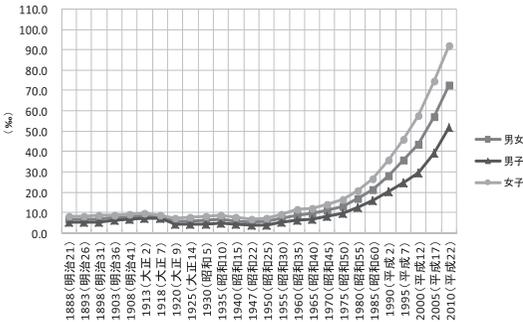


図1-1 80歳以上者が日本人口に占める比率 (1883-2010年)

- 1) 1888～1918年は本籍人口, 1920～47年は現住人口, 1950年以降は常住人口 (各年とも外国人をふくむ)。
- 2) グラフ表題の年齢 (80歳) は数え年である (満年齢では79歳)。
- 3) 1888～1918年の比率漸増は本籍にもとづく人口調査がもたらした歪み (見かけ上の増加)。
- 4) 他の留意点については, 各年の「例言」「用語解説」や個々の表に付けられた「脚注」を見てほしい。
- 5) データ出所: 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/>

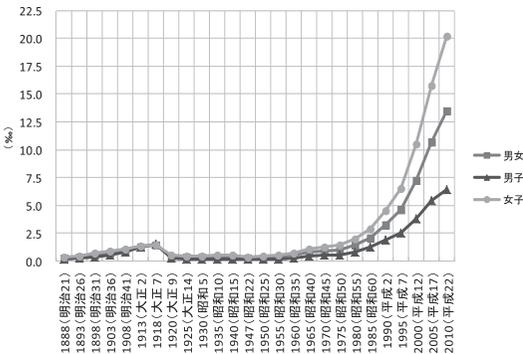


図1-2 90歳以上者が日本人口に占める比率 (1883-2010年)

- 1) グラフ表題の年齢 (90歳) は数え年である (満年齢では89歳)。
- 2) 1888～1918年の比率増は図1-1より強調されている。
- 3) その他は, 図1-1の脚注と同様。

心性のうちに, われわれが現代日本の敬老心・長寿祝いの原型を見いだすことは, あるいは可能かもしれない。

なお, 本論 (各章) は実証研究の主旨にそくして, 多数の文書を掲載している。掲載の理由は, 文書は

論旨展開のための大切な根拠であるだけでなく, 資料批判の対象であり, また長寿者の実在をしめす具体的証拠でもあるからである。

しかし煩瑣と思われる読者は, 「序論」と「結論」に掲載した図表 (図1-1, 図1-2, 次号掲載の図3-1, 図3-2, 表5) を見てほしい。

【史料一覧】 (刊本を除く。一覧番号は本論中の文書番号とは一致しない)

- 1 享保4 (1719) 年2月「覚」(百姓隙二而罷在候節御代官衆百姓共ニ教可申覚), 小野寺家文書〔巻〕(狐禅寺村)。
- 2 元文2 (1737) 年2月「磐井郡下油田村人数御改帳」(仮題), 小野寺家文書〔縦帳〕(下油田村)。
- 3 宝暦8 (1758) 年2月「磐井郡下油田村當人数御改帳」同上。
- 4 宝暦11 (1761) 年2月「本吉郡鹿折村人数御改帳」(仮題), 興福寺文書〔縦帳〕。
- 5 宝暦12 (1762) 年2・10月「定留」(頭書127, 168), 吉田家文書〔縦帳〕(岩手県立図書館の複写資料, 陸前高田市教育委員会のデジタル資料)。
- 6 宝暦12 (1762) 年3月 (月推定)「宝暦十二年壬午年士凡取合九十歳以上之男女御城江罷出候者調」(嘉永2年作成), 中目家文書〔切紙〕(仙台市博物館寄託)。
- 7 安永9 (1780) 年4月「風土記御用書出」(鹿折村), 興福寺文書〔縦帳〕。
- 8 文政12 (1829) 9月 (筆写)「先生牒」(若林友輔「靖亭雜纂」巻3), 宮城県図書館蔵〔横半帳〕。
- 9 弘化3 (1846) 年3月「金山之内本郷・伊手・大内三ヶ村尔而七拾歳以上之者御目見被 仰付御留」, 島崎家文書〔縦帳〕(明治大学刑事博物館蔵)。
- 10 弘化5 (1848) 年2月「東山保呂羽村高人数御改帳」, 千葉家文書〔縦帳〕。
- 11 嘉永2 (1849) 年「楽山公治家記録」(丙), 宮城県図書館蔵〔冊〕。
- 12 嘉永2 (1849) 年正月・2月「定留」(頭書2, 5, 15, 16, 97), 吉田家文書。

- 13 同年正月「御城下二而八拾才以上之士分男斗」，中目家文書。
- 14 同年正月（年月推定）「八十歳以上者取調ニ付申達（仮題）」（年次不記），門傳家文書（東北歴史博物館複写資料）。
- 15 同年2月「此度被仰付御分領中八拾歳以上之老人御書上申候由大凡調国元より来候分写」，中目家文書。
- 16 同年2月（月推定）「士凡八十才以上者男女一紙」（日付不記）中目家文書。
- 17 同年2月「東山南方九拾歳已上・八拾歳已上男女老人調」，岩山家文書〔横帳〕。
- 18 同年2月「嘉永貳年御改人頭人数男女高・惣高・小役高・奉公人前・諸役高・役米高入」（年次不記）岩山家文書〔横帳〕。
- 19 同年2月「人数御改帳」（東山南方5ヶ村），岩山・首藤・千葉家文書〔縦帳〕。
- 20 同年2月「東山大籠村老人名歳書上」首藤家文書〔横長帳〕。
- 21 同年3月「嘉永二年巳酉三月四日士凡八十歳以上ノ者御目見被仰付候ニ付御手段書」〔寥廓雑纂〕（七）〔冊〕，宮城県図書館蔵。
- 22 嘉永3（1850）年「楽山公治家記録」（丁），宮城県図書館蔵〔冊〕。
- 23 嘉永5（1852）年9月（月推定）「東山北方村々御百姓共之内八拾歳以上ニ付此度御目見被仰付候者献上之諸品調書指出」（月破損），鳥畑家文書〔横帳〕（一関市博物館寄託）。
- 24 嘉永～安政期（1848-59）年「九十年以上長寿之者有無書上」（仮題），阿部家文書〔切紙〕（一関市博物館寄託）。
- 25 安政4（1857）年4月「東山北方村々八拾歳已上男女調」，鳥畑家文書〔横帳〕。
- 26 安政5（1858）年「楽山公治家記録」（丙，丁，巳），宮城県図書館蔵。
- 27 慶應2（1866）年2月（月推定）「慶應二年人高一紙」，鳥崎家文書〔切紙〕。
- （以下・本文における各家文書の表記は「家」一文

字を省略，たとえば小野寺文書とした）

〔表記，用語〕（年齢などの表記，仙台藩に固有のことば，注意を要することばを簡潔に説明する）

### 1 年齢表記・その他

**年齢** すべて数え年で表記している（注2も参照してほしい）。

**高齢者** ここでは70以上～80歳未満者とした（日本人はながく，老は60歳（還暦）にはじまるとしてきたが，長寿祝いは70歳（古稀）におこなってきた）。

**超高齢者** ここでは80歳以上者とした（彼らは概ね，卒寿にあたる）。また90歳以上者，100歳以上者，百歳長寿（者）という言葉，記述の単調さを避けるため長寿者，百寿者という言葉も使用した。

老年医学は現在，高齢者を前期と後期（満65～75歳未満，75～85歳未満）に区分し，85歳以上者（あるいは90歳以上者）を超高齢者と定義している（従って，本稿の超高齢者は現代のそれよりも約6歳若いことになる）。

**最高齢者** ある人口集団のなかで最も高齢である人とした。

**最長寿命（者）** ある人口集団のなかで最も長く生存したひとの生存期間（者）である。

**老男，老女，極老** 仙台藩は人別改において「老」に男女差をもうけ，65歳以上の男子を「老男」，60歳以上の女子を「老女」とした（男子のみ5年繰り延べた理由はわからない）。また，80歳以上者は男女とも「極老」と呼称した。

**月の表記** 旧暦（太陽暦より約1～1.5ヶ月前後の遅れあり）を使用している。

### 2 仙台藩の用語・その他

それぞれについては，坂田 [2001] 『私本 仙台藩士事典』，仙台郷土研究会 [2002] 『仙台藩歴史事典』，同 [2010] 『仙台藩歴史用語辞典』の該当箇所を参照した（以下は注意を要することば，頻繁に言及することばの説明である）。

**人別帳** 戸口・世帯調査簿のこと。仙台藩は人別帳

を「人数御改帳」「高人数御改帳」などと呼称したが、ここでは単に人別帳と表記した。

**奉行** 家老 (ここでは国家老) のことである。

**出入司** しゅつにゆうつかさ 地方行政のトップで、配下に**郡奉行**、**代官**、**郡方横目**がいた。

**御一門衆** 伊達臣団のなかで、最高位の由緒と家祿をもつ武家 (地方知行主) の呼称。家臣団の序列 (一門、一家、準一家、一族、宿老、着座など) は11にも達し、奉行職は準一家以上の武家がついたようである (陪臣は地方知行主の家臣)。

**凡下扶持人** ほんげふちにん 武家が抱えた足軽、坊主、職人などの総称。侍 (平士) 以外の下級家臣である。

**地方** じかた 仙台城下をのぞく在方 (郡、郷、村々) のこと。

**風土記御用書出** 村勢要覧の一種。安永2 [1773] ~ 9 [1780] 年現在の村方書上を編纂したもので、安永風土記書出とも通称される。ここでは単に「風土記」と表記した。

**郡方人口** 領内で百姓身分をもつ者の総数 (侍、凡下扶持人、町人、修験の一部は除外)。

**郡人口** 領内における各郡の人口 (郡は総数21)。

**地域人口** ここでは第1回国勢調査 (大正9 [1920] 年) 以後の宮城県人口と岩手県人口の合計をさす。

仙台藩は現在の宮城県と岩手県内5郡 (胆澤、江刺、西磐井、東磐井、気仙郡) とを奥州分領土とした。この5郡が岩手県人口に占める比率は、大正9 ~ 昭和40年国勢調査によれば、平均33%だった。

**基礎人口** 超高齢者・長寿者比率の計算において分母にもちいた数字・数値。江戸時代は藩・郡・村の人口や家中人口が、近・現代は日本人口や地域人口 (県人口) がこれに該当する。

**数の表記** 三つ (数, 数字, 数値) をもちいた。このうち数字は原文書に記された数, 数値は筆者あるいは他の研究者が計算した数である。

**比率の表記** 千分率 (% : パーミル), 十万人比を使用した。

**その他** へいしゅつ けつじ 平出・欠字箇所は原文を尊重した (それ以外の箇所は、紙幅に限りがあるので適宜改行)。

## 第1章 御目見と超高齢者調べ

### 1-1 御目見と養老の礼

江戸時代の国・組織・集団はすべて、家、身分、主従関係を基盤として編成され、儒教倫理によって統合されていた。そこで為政者 (主人) は被支配者 (家臣、領民) に対して父母への孝養を論ずだけでなく<sup>4)</sup>、自らが仁愛をもって彼らを支配しているという建前を、時々はっきりと形 (行為) にあらわす必要があった。それは権力 (威圧) による支配-従属関係を、れいがく 礼楽 (礼節と音楽) がその役割を担ったように、少しでも和らげるためである。

おめみえ 御目見もそうした行為の一つであり、一般に「(被支配者が) 主人あるいは長上の者に謁見をする」儀礼とされる。その典型は徳川幕府の御目見であり、村井 [1980] によれば、資格をもつ大名・旗本・役人は将軍に謁見して「献上物」を差しだし、主従 (庇護-従属) 関係を固めた。そしてこの儀礼は大名-領民関係にも、例えば「養老の礼」などの形をとって敷衍・適用された。

養老の礼とは、桑原 [1928:286-9] の記述によれば、次のような儀礼である。中国歴代の天子はたいてい、庶民に儒教の徳目である「孝道」を浸透させ、それを理想型とした統治を実現するために、老人たちをみずから饗応した。以下に、この論文にもっとも相応しい箇所を引用する (一部改変・追記)<sup>5)</sup>。

支那歴代の天子は、こうをもつててんかをおさむ 以孝治天下 (『孝経』孝治章) という金言を奉じ、孝道奨励を以て政治の第一要諦とする。孝行の者には、或いは官爵を与え、或いは旌表を加え、或いは賦租を免じて奨励する。……それだけではなく、支那の天子は古代から親しく養老の礼を行い、万民に孝弟の範を示した。即ち天子親しく太学へのぞみ、天下の有徳の老人を選んで三老・五更となし、三老を父に擬し、五更を兄に擬し、これに対して子弟の礼を執るべく、万人環視の中に天子の尊を屈して、親しく酒を勧

め、肴をすすめる。

ここで太学<sup>だいがく</sup>は漢の武帝（B.C.156-87）が設立した学校、三老・五更はいずれも老人である（これは『礼記』の「天子始めて養にゆくや……三老・五更・群老の席位を設く」に拠る<sup>6)</sup>。江戸期の仙台でも、藩主・有力家臣は御目見の儀礼をおこない、酒肴を供して長寿者と一般領民・家中に「子弟の礼」（年長者への恭順）をしめした<sup>7)</sup>。

しかしこの論文は、御目見や養老の礼そのものではなく、長寿者の藩主謁見を準備するために作成された文書（長寿者書上）に焦点をあてる。この種の書上を社会調査資料の一つとして活用すれば、われわれは江戸時代の長寿老人の人数や処遇を、かなり詳しく解明できるであろう。

## 1-2 宝暦12年の超高齢者調べ

伊達七代藩主・重村（治世1756-90年）は宝暦12（1762）年1月、当年は午年で幕府の全国人口調査（8回目）の実施年にあたるが、領内に家老（鮎貝志磨）の名で「90歳より100歳以上之男女調べ」を達した（文書1、図版1）。その目的は、長寿者たちを域に呼びよせて殿様に御目見をさせること、つまり養老の礼をおこなうことであった。

さらに同年9月、家老たち（松前主水、柴田藏人、鮎貝志磨）は連名で、毎年「100歳以上之者」調べをおこない、その結果を報告するよう達した（文書2）。

藩庁がこの調べを実際に行ったという事実は、気仙郡大肝入・吉田家「定留」（以下、単に吉田文書と表記）の宝暦12年書上、出入司・中目文書（文書3）、その他で確認できる。以下に文書1、文書2を示す（〔 〕は筆者追記、以下同様）。

文書1 「九十歳より百歳以上之男女調べ」（仮題、宝暦12〔1762〕年正月、縦帳・原本、吉田文書）

「頭書百二十七番 九十歳より百歳以上之男女、年・名元書上可申之事

急キ

九十歳より百歳以上之者有之候ハ、男女共諸士ハ勿論、凡下・御扶持人・其外諸家中并輕キ者・在方町方之者迄相尋、申上候様被 仰出候間、右歳之者有之候ハ、諸士ハ勿論凡下御扶持人等ハ頭々江書出、諸家中ハ主人々よりは又頭々江書出可申候、御城下町方ハ御町奉行江書出、在々ハ寺社方共ニ御郡奉行へ書出取掛、当三月十五日迄ニ調、我等方へ可被指出候事、右之通各其心得同役并支配有之輩ハ、支配中へも不残可被相觸候以上

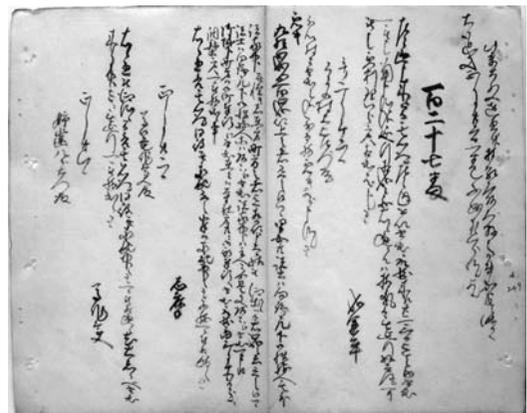
志磨〔鮎貝盛益・奉行〕

正月廿二日

馬籠作太夫殿〔出入司〕

これは奉行（鮎貝）が出入司（馬籠）に達した文書であるが、それは郡奉行・代官はもちろん一門衆（地方知行主）、家中侍、足軽など全ての要路者（主人、頭々）に伝えられたであろう（上掲文書1・図版1）。

この達しが地方行政を通じて村方に周知されたことは、図版1から見てとれる。すなわちこの達しは、2月12日（つまり奉行達しから20日後）に、代官



図版1 「九十歳より百歳以上之男女調べ」達し留め（宝暦12年1月22日）

（中程の「急キ」以下6行が、奉行・志磨の出入司・馬籠宛達し）吉田家「定留」（陸前高田市教育委員会文書）。

(成田運平) から大肝入 (村上与次右衛門) に伝えられたこと、代官は「尚以、村々書出之義、萬事指急キ可被申渡候以上」と書きそえ、提出を急がせたことがわかる。

奉行は人別改帳が毎年2月1日に更新されること、書出はそれに拠って行われることを十分承知していたはずである。それゆえ達し自体が、何らかの事情でひどく遅れていたのである (それは、冒頭の文字「急キ」でわかる)。

次の文書は、百寿者を毎年調べさせ、その祝いとして「其身一生壺人扶持」を支給するという達しである。これは、前回 (1月) の調査結果をふまえた追加措置と推定される。

**文書2** 「百歳ニ相成候者年々調べ」(仮題、宝暦12 [1762] 年9月、同、吉田文書)

「頭書百六拾八はん 凡下御扶持人・百姓・町人・宿守等此已後百歳ニ相成候者ハ、年々正月中落無可申上由ニ付

一凡下御扶持人・百姓・町人・宿守等、此已後百歳相成者有之候ハ、其年之正月中無落頭々方ニ而調候而切支丹所へ書出可申、尤病氣等之品有之候ハ、是又切支丹所へ可相達事

一諸侍二百歳まで長寿之者有之候ハ、頭々江申出、頭々より直々其年之正月中無落切支丹所へ可被相達候、病氣等之品有之候ハ、是又同所へ可相達事

一御一門衆様御家中百歳以上之者有之候ハ、老寿祝之義ハ主人之方ニ而相褒ニ可申付候事  
右之通御家中ハ不及申、御城下在々・寺社・町方迄不殘書写可被相觸候事

主水〔松前脩広・奉行〕  
藏人〔柴田成義・奉行〕  
志磨〔鮎貝盛益・奉行〕

九月六日

御目付中

この達しで筆者の目をひく文言の一つは「切支丹所」である (一、二項)。なぜ奉行たちは、地方行政経由の人数申告を排除したのか。想定しうる理由の一つは、調査結果を迅速に入手するには、(複数の職位がある) 地方役人たちを通すよりも、自らの直屬機関 (切支丹所) に報告させるほうが合理的と判断したからであろう<sup>8)</sup>。

また、家臣のなかに該当者がいれば、「頭々より直々其年之正月中無落切支丹所へ可被相達候」、つまり組頭は切支丹所へ直接伝えよと指示している (第2項)。この指示は、仙台藩は17世紀 (元和期以降) の切支丹詮索以来、家臣団を侍五人組に編成していたということ、組頭は正月中に組人数を切支丹所に報告、切支丹所は毎年2月1日現在の侍人数を把握し (必要とあれば侍人別帳を作成し) た、ということを強く示唆している。

さらに「一門衆」(地方知行主) はみずからが調査をして、陪臣などに百歳以上者がいれば老寿祝いを与えよと達したのである (三項)。

次の文書は、宝暦12年御目見のときの登仙者数を書上げたものである。これは勘定奉行 (出入司の配下) が、嘉永2年御目見を実施するにあたり、先例を配下 (勘定所役人) に調査させたものである (文書の日付は2月5日)。

**文書3** 「九拾歳以上之男女御城江罷出候者調」(仮題、嘉永2 [1849] 年、状・原本、中目文書)

「宝暦十二壬午年士凡取合

九拾才以上之男女  
御城江罷出候者調

一男百五拾壺人

一女百三拾三人

内

一百拾壺歳 本吉郡鹿折村

	百姓勘右衛門祖母
一百弍歳	伊達式部殿
	於手元組佐藤久兵衛祖母
一百弍歳	志田郡中澤村
	百姓善五郎父善七
一百壹歳	上伊沢西根村
	百姓鉄右衛門父十左衛門
一百歳	気仙郡砂子田村
	百姓与次右衛門養父与左衛門
御城下九拾歳以上輩	
一九拾三歳	御不断組善七郎祖父
	庄子安右衛門
一九拾歳	大町山城組石森
	与右衛門亡養父松之助実弟之母
一九拾歳	大條空組野村
	善九郎高祖母
一九拾歳	古内次太夫組□□
	善十郎祖母
一九拾歳	並御醫師工藤周安
	祖母
一九拾壹歳	御大所人渡部勘四郎母
凡下	
一九拾壹才	御旗元足輕高橋
	十左衛門母
一九拾歳	川内御小人並組頭
	加藤善七母
一九拾三歳	品川齊家中
	朽木七衛門
一九拾弍歳	国分町長井屋権兵衛
	借屋与四兵衛
以上	」

嘉永2年当時の勘定奉行（中目寛之丞）は、宝暦12年御目見にかかわる人数・経費など確認する必要があったのであろう。その職務上の配慮によって、上掲文書3・図版2（次号）に見るように、重要情

報が書留められて現代に伝わったのである<sup>9)</sup>。

この文書で目をひく事実の一つは、最高齢者は（書上によれば）111歳だったということである。この女性（本吉郡鹿折村百姓勘右衛門・祖母）について、筆者は鹿折村の「人別帳」（村控原本）と「風土記御用書出」（同、以下単に「風土記」と表記）とを参照、フィールドワークをふくめ存否確認をおこなった。結論は、このひとの実際はほぼ確実だろうということである<sup>10)</sup>。

宝暦12年の90歳以上者調べについては他に、白石市史編さん委員〔1979:15〕が「白石市歴史年表」（宝暦12壬午年1月の項）に、「90歳以上書出し男女7人有り」と記している。しかし、この7人は片倉氏（18,000石）の家中だったのか、あるいは在地（白石本郷）の百姓だったのかは、出典が明記されていないのでわからない。

われわれは上掲文書3点から、宝暦12年調べは「老寿祝」を目的とし領内の全身分者を調査対象としたこと、調べは急遽おこなわれたらしいこと、90歳以上の長寿者は男女あわせて284人（うち100歳以上者は5人）いたこと、そのうち15人が御目見のため「御城江罷出」たということを確認できる。

### 1-3 嘉永2年の超高齢者調べ

嘉永2（1849）年の正月（宝暦12年調べから87年後）、奉行（鮎貝）は十三代藩主・慶邦（治世1841-68年）の名において、領内に80歳以上者調べを達した（文書4）。

その一月半後（2月27日）、奉行は出入司（伊庭）に対して、長寿者を祝うため御目見が行われること、彼らは朝五ツ時（午前8時）までに城に「罷出候」こと、御目見の場所は身分別に定められたことなどを伝え、その旨を手配するよう命じた（文書5）。

藩庁がこの調べと御目見とを実際に行ったということは、宝暦12年調べの乏しい記録とは異なり、多くの文書に書留められた。すなわち気仙郡大肝入・吉田文書（嘉永2年「定留」頭書二、五、拾五、拾

六、九拾七番など), 出入司・中目文書, 藩医・飯川文書その他である。これらのうち吉田文書はもっとも詳細である(文書62点)<sup>11)</sup>。

文書4「八拾歳以上之者取調被 仰出」(仮題, 嘉永2 [1849] 年正月, 豎帳・原本, 吉田文書)

「頭書二番 士凡ハ勿論, 御百姓男女共ニ八拾歳以上之者御用ニ被為入, 取調申上候様被 仰出候事

各并支配軽キ者共迄, 家内男女之内当八拾歳以上之者有之間敷哉御用ニ相入候間, 早速被承届有無之譯, 当月中迄ニ可被申聞候, 尤御領御給主・御足輕等有之輩は, 右家内之内ニ右年齢之者ハ有無共ニ被承届, 支配無之分は前書之趣を以取調, 当處并御用所等より可相達候, 勿論江戸詰之輩共一同可相達候, 陪臣等迄承届訳ニハ無之候, 右之通各其心得, 同役并支配有之輩ハ, 支配中江も可被相送候以上

鮎貝兵庫〔奉行〕

正月十三日

伊庭宗七郎殿〔出入司〕

文書末尾の文言「勿論江戸詰之輩共一同可相達候, 陪臣等迄承届訳ニハ無之候」は, 嘉永2年調べの対象を正確に理解するうえで, 重要である。それは, 調べの対象は「江戸詰之輩」を含むが, 一門衆の家来(陪臣)などは含まないと述べているのである。

これは, 後者は(宝暦12年調べとは異なり)調べから除外するが, 前者はこの調べに含めるという指示である<sup>12)</sup>。

次の文書は奉行が出入司に宛てたもので, 御目見の時刻や身分相応の拝謁場所を事細かに達している。

文書5「御目見被 仰付候御首尾合卷」(仮題, 嘉永2 [1849] 年2月, 豎帳・原本, 吉田文書)

「頭書九拾七番 在々八拾歳已上之者被召登, 御目見被仰付候御首尾合卷

一各并支配軽者共迄家内男女之内, 当八拾歳以上之者年長を被相祝 御目見被 仰付旨被 仰出候ニ付, 右日並之義ハ別而相通置候通能処, 各罷出候刻限之義ハ, 同日朝五ツ時迄罷出候様可有之候, 尤控所之義ハ左之通可相心得候

一諸士之儀

御城御廣間等ニ相控候様有之候, 且士已上女之義ハ御中奥御寄附江罷出候様可有之候

一凡下御扶持人男女共東屋江罷出居於奥御対面所御庭ニ 御目見被 仰付候

一町人百姓等男女共大手御門脇並杉下御補理之所より罷出居 御目見被 仰付候, 御場所之義ハ御扶持人同様ニ候, 右凡下御扶持人より百姓迄ハ, 前書後刻ニ御城江罷出, 新御門より罷出揃ニ相成候砌, 埋御門前ニおゐて御小人目付江相断候様可有之候

右之通各心得, 各罷出候者之頭ニ老人宛罷出候様可有之候, 凡下御扶持人之義ハ 為指引之組頭等之内, 老人は是又附添罷出候様, 各支配之輩江早速可被相通候以上

鮎貝兵庫〔奉行〕

二月廿七日

伊庭宗七郎殿〔出入司〕

これは御目見の場所と控所とを, 身分・性別に応じて詳細に定めたものである。文書によれば御目見は, 侍は「御廣間」で, 同女子は「御中奥御寄附」で, 凡下扶持人と百姓・町人は男女とも「奥御対面所御庭」で行われた<sup>13)</sup>。

一方中目文書には, 嘉永2年調べに関わるものが少なくとも3点ある。一つは80歳以上の侍を書上げたもの(文書6), 二つは代官支配4地区別に百姓

（庶民）人数2,206を書上げたもの（「此度被仰付，御分領中八拾歳以上之老人御書上申候由，大凡調国元より来候分写」2月5日付，原文は注17に掲載），三つは領内の全身分者の人数2,723を書上げたもの（「士凡八十以上之者男女一紙」日付不記，文書7・図版3〔後出〕）である。

これらの文書3点のうち，80歳以上の侍（直臣）書上は以下の通りである。

**文書6**「御城下ニ而八拾才以上之士分男斗」（嘉永2〔1849〕年正月，状・原本，中目文書）

「 嘉永二年正月  
御城下ニ而八拾才以上之  
士分男斗  
九十四 蟻坂孫左衛門  
九十二 河田了我  
八十九 三浦好翁  
同 岡崎忠太夫  
八十七 石川太膳  
八十四 戸板安左衛門  
（以下4人，省略）  
八十三 小木昌之助  
（以下3人，省略）  
八十二 上田義左衛門  
（以下2人，省略）  
八十一 清水正左衛門  
（以下5人，省略）  
八十 百々源左衛門  
（以下7人，省略）  
都合三十式人  
外ニ女子乃分 』

この書上によれば，彼らは正月中に侍調べを終了していたこと，人数はその時点で32人（女子を除く）だったこと，最高齢者は蟻坂孫左衛門94歳だったということがわかる。藩庁は侍調べを，百姓や凡下扶持人調べよりも効率的に行ったのである。

次の文書は，嘉永2年調べの結果（確定値）を記した文書で，中目文書3点のうち最も価値があると推定されるものである。これは，領内の80歳以上者の総数2,718人とその身分別内訳を書上げたものである（身分別人数は，次号の表2を見てほしい）。

**文書7**「士凡八十才以上之者男女一紙」（嘉永2〔1849〕年，状・原本，中目文書）

「 士凡八十才以上之者  
男女一紙  
一式千七百十八人  
内  
一士七十七人  
内  
一男三十四人  
式人九十歳以上  
一女四拾三人  
右同断  
一凡下御扶持人八拾人  
内  
一男三拾六人  
式人九十歳以上  
一女四十四人  
一修験等三十七人  
内  
一男式十人  
壹人九十歳以上  
一女四拾式人  
式人九十歳以上

一社家式人  
内  
一男壹人  
一女壹人

一北山称念寺母老人 称念寺

一座頭式人

内

一男老人

一後家女一人

一百姓式千四百八十老人

内

一男千式百四十人

六十人九十才以上

一女千式百四十老人

壹人百才以上

七十三人九十歳以上

以上 』

これ以外の文書として、飯川文書（「嘉永二年巳酉三月四日、士凡八十歳以上ノ者御目見被仰付候ニ付御手段書」、原文は不掲載）は、御目見の式次第と80歳以上者2,717人を身分別に記している（表3の身分別人数は、百姓をのぞき表2と整合していないが、その理由はわからない）。

これに対して嘉永2年調べに関する地方文書は、今のところ3点を確認できる。それは栗原郡・壱岐迫上郷の大肝入を勤めた門傳家の文書（戸口366）、刈田郡・蔵王町の阿部文書（注20に記している）、宮城郡の石間文書である。

門傳文書は書状（正月25日付）で、郡奉行（桜田権太夫）が代官（内海信平）に宛てた1通、同代官が上・下郷大肝入所に宛てた1通である。この文書は日付を欠くが、嘉永2年調べを達した書状であることは、郡奉行（桜田）の名前が同年の吉田文書にも見られることでわかる<sup>14)</sup>。

石垣家の「曆面裡書」嘉永2年の項は、「三月朔日より節句迄、屋形様〔御城〕へ御分領中老男・老女八拾以上之年寄衆、被召寄候事」と書留めている。

嘉永2年調べは領内の全郡村で実施され、御目見は領民の耳目を集める一大儀礼（イベント）だった

のである。

## 第2章 超高齢者調べ—その信頼性

仙台藩が超高齢者調べを少なくとも2度実施したということは、前章の記述から異論はないであろう。それでもわれわれは、資料批判を欠くことはできない。そこで筆者は本章で、文書の記述内容と数字の信頼性とを確認する作業をおこなう。

### 2-1 記述の信頼性

#### 宝暦12年調べ

吉田文書は先述のように、藩庁が宝暦12（1762）年に「九十歳より百歳以上之男女調べ」を行ったことを書留めている。中目文書もまた、領内の90歳以上者は284人であり、うち15人が登城して御目見をしたと記している。そこで本節は、両文書の内容を検討して、記述の信頼性を確認する。

吉田文書は、気仙郡大肝入が代々書きついで公式文書（「御用留」）で、「定留」と呼称された<sup>15)</sup>。この「定留」の記述の信頼性は、例えば文書の送付者と受領者の身分（あるいは実在）を特定することで、ある程度担保できる。そこで、宝暦12年調べの通達者（文書作成者）の地位をしらべると、彼らは藩政の中核にいた者たち（主水、蔵人、志磨）で、全員が奉行（国家老）だった。

すなわち文書2の署名者の一人・主水（通称）は松前脩広のことであり、伊達「準一家衆」の一人で1,700石の地方知行主（在郷屋敷は伊具・栗原郡）だった。彼は宝暦11（1761）年8月に奉行に就いている。また蔵人は柴田成義のことであり、「一家衆」で5,157石の知行主（柴田郡）で、彼は宝暦4（1754）年8月に奉行職に就いた古參奉行である。そして志磨は鮎貝志摩のことであり、やはり「一家衆」で1,000石の知行主（気仙郡）で、奉行就任は宝暦9（1759）年10月である。

こうして奉行たちは、藩主の名において宝暦12年調査をすすめ、超高齢者の把握と御目見対象の選抜、

そして登仙者を受入れたはずである。従ってわれわれは、吉田文書の記述を疑う必要はないであろう。

一方、中目文書は藩役人・中目氏の記録である。それらの文書は、嘉永2年の長寿者調べと御目見実施にあたり、先規・前例（宝暦12年の御目見）を確認・参照する必要があって作成されたのである。

嘉永2年、中目寛之丞（55歳）は勘定奉行で江戸に在勤した。それ故、藩の古記録調べと書出しは配下（国元の勘定所役人）がおこない、文書は奉行たちに報告されると同時に、寛之丞に送付されたであろう<sup>16</sup>。

寛之丞に送付された文書は早速、江戸藩邸の上司に報告された。それは、嘉永2年2月5日付文書（「此度被仰付、御分領中八拾歳以上之老人御書上申候由、大凡調国元より来候分写」）の末尾に、「右之通申来候之間、写取入御覧候事」と記していることでわかる。それゆえ「御覧に入れる」相手は、江戸詰の奉行（家老）だったかもしれない<sup>17</sup>。

以上の検討から、われわれは宝暦12年調べに関わる記述（記載内容と数字）は十分信頼できると考えてよいであろう。

## 嘉永2年調べ

嘉永2年の80歳以上者調べについては、宝暦12年の90歳以上者調べとは異なり、関係文書が多い。ここでは調べの経過を詳しく書きとめた吉田文書に焦点をしぼり、記述の信頼性を検討する。

この調査にかんする吉田文書は、先に述べたように5点ある。しかしこの5点は、役人が交わした達し・伺い・回答文書を多数ふくむので、それらを1点ずつ数え（さらに欠損分を復原して補充す）ると、あわせて62点となる。

この文書62点は、約3ヶ月間（嘉永2年1月13日～4月11日）の達し・伺い文書類である。文書の点数が多いので、筆者はこの長寿者調べの経過を二つの視点（文書の日付と、節目となった文書4点と）を考慮にいれ、便宜的に四つの経過（時期・文書

群・指揮系統）に整理統合した。

**経過1**：時期は嘉永2年1月13日～2月19日まで（「定留」頭書2、5、15、16番）、文書は15点で、節目となる文書は先に掲載した（文書4：1月13日付、奉行・鮎貝兵庫より出入司・伊庭宗七郎宛）。指揮系統は次の通りであり、（ ）内の数字二つは、前者は達し数、後者は回答数である。

奉行→出入司→郡奉行⇄代官衆→大肝入  
(2, 0) (2, 0) (6, 1) (4, 0)

奉行の達し（調査開始の指示）が、地方の行政系統を通じて末端まで通知されたことは、上図により明らかである。郡奉行は代官に頻繁に指示・照会をして、主旨の徹底や提案受付などを行っている。また大肝入は肝入を（肝入は組頭を）督励して、人別帳と本人とを照合し、長寿者書上（文書16・図版4〔次号〕を参照）を作成して、御目見に備えたであろう。

**経過2**：時期は2月17日～3月2日まで（頭書97番）、文書は20点、節目となる文書は先に掲載した（文書5：2月27日付、奉行・鮎貝兵庫より出入司・伊庭宗七郎宛）。指揮系統は次の通りである。

奉行⇄出入司⇄郡奉行⇄代官衆  
(4, 3) (4, 3) (4, 2)

奉行は御目見を、侍は「御廣間」で、同女子は「御中奥御寄附」で、凡下扶持人（足軽）と百姓・町人は「奥御対面所御庭」でおこなうと達した。この達しは上図のように、地方行政をつうじて代官に伝えられた。代官は末端の大肝入・肝入に通知し、肝入はこれを村内の高齢者に知らせたはずである。

この達しに先だって、代官たちは伺い二通を提出して吟味を仰いでいる。一つは2月17日付の郡奉行宛文書で、伺いは7点にわたる。その要点は以下の

通りである。

(1) 登仙者は「極老之者」ゆえ、御目見場所へは付添一人を同伴させてほしい。

(2) 御目見にあたり、男子はすべて袴を着用すべきか。袴を手配できない者は「腰帯一篇」でもよいか、等々。

(3) 御目見の「場所」と「控所」とは達しがあるが、彼らは何分大勢であるから、控所については不足がないよう、十分配慮してほしい。

(4) 高齢者たちを(郡単位に)整列させるとして、自分たち(代官)は担当郡に付添って「指引」(差配)すべきか(下記5をも参照)。

(5) 彼らは大勢であるから、御目見場所では「一村切」(村毎)に整列させ、先頭に「肝入・検断・役付之者」を、続いて「並百姓は男女一同」を並ばせることにしたい。

(6) 御目見式のあと、高齢者たちが「御奉行衆始出入司衆・各様」にお礼を申し述べるよう、取り計らうべきか。

(7) 高齢者たちは「御殿」へ、何時ころ「罷登」るように手配すべきか。

この伺いに対して奉行は、郡方・小姓方の意見(「付札」)を添えて、出入司(郡奉行の上司)に回答をしている。

もう一つは2月18日付文書(代官の出入司宛伺い)で、それは登仙者が法外の金銭を要求されないよう、措置を求めたものである。つまり旅宿屋は「此節を見添、旅宿代等高直ニ致候義も難斗」く、他方で極老・遠路の者は、「当分ハ馬ニ而罷登候事ニ可有之」と推測される。しかし彼らにすれば、今回の駄賃は(殿様が城に呼寄せるのであるから)「無賃ニも仕度程之義」である。

故に、宿賃は「平常よりも旅宿代下直ニ」(値引き)させ、駄賃は「人馬御定賃銭」(法定価格)で運ぶようにと、業者の指導を申し入れたのである。これに対して奉行は3月1日文書(出入司宛)で、「無異義候」と代官たちの要望をうけいれている<sup>18)</sup>。

**経過 3** : 時期は3月2日~17日(同97番)、文書は17点、指揮系統と節目となる文書は以下に掲載している(文書8 : 3月2日付、小姓頭・下郡山相模より郡奉行・加藤文左衛門宛)。指揮系統は次の通りである。

小姓頭→郡奉行⇄町奉行⇄奉行

(1, 0) (1, 2) (2, 2)

←出入司←町検断〔町奉行へ〕

(0, 2) (0, 1)

⇄代官衆

(4, 2)

**文書 8** 「小姓頭より郡奉行宛て文書」(仮題、嘉永2年3月、同、吉田文書)

「 下郡山相模〔小姓頭〕

加藤文左衛門様〔郡奉行〕

御同役様中

各御支配凡下御扶持人等百姓迄男女長寿之者此度御目見被 仰付候処、罷登候者江斗左之通被下候間、其心得<sup>別面カ</sup>被申渡候様、首尾可被成候以上

三月四日

凡下御扶持人修験等

同五日

南北百姓

同七日

中奥并奥筋百姓

一御酒・御肴・白鷄之御吸物・御赤飯被下候事

一九拾歳已上之男女江ハ、右之外ニ嶋袖一反ツ、被下候事

一国分百姓平吉母た里江ハ、<sup>カ</sup>紋結壺反被下置候事右之通ニ候以上

三月二日

尚以御品は私共方承合受取候様共可被成首尾候、且山伏江は御品替御吸物被下候間、此段も申達候以上

小姓頭のこの達しは、登仙者(諸士以外の凡下扶

持人・百姓)は、3月4日～7日に酒肴・白鷄の吸物・赤飯を饗され、90歳以上者は「右之外ニ嶋袖一反ツ、被下候」(つまり饗応以外に嶋袖一反を給され)、百寿者・芋澤村の平吉母た里(102歳)は「紋結壺反被下置候」と記している<sup>19)</sup>。御目見がいよいよ目前に迫り、具体的準備が進められたのである。小姓頭は配下(御進物方役人)を督励して饗応と祝儀品とを決め、このように達したのである。

一般に白鶴は殿様への献上品であり、大名への贈答ともされた。しかし彼らは、養老の礼とはいえ現実的対応(節約)が必要だったので、白鶴を白いにわとり鶏で代替したのである。

**経過4**：時期は3月16日～4月11日(同97番)、文書は10点、節目となる文書は以下に掲載している(文書9：3月16日付、小姓頭・下郡山より郡奉行・加藤宛)。指揮系統は次の通りである。

小姓頭⇄郡奉行⇄代官衆

(3, 2) (2, 1)

⇄奉行

(1, 1)

**文書9**「小姓頭より郡奉行宛て文書」(仮題、嘉永2年三月、同、吉田文書)

「下郡山相模〔小姓頭〕  
加藤文左衛門様〔郡奉行〕  
御同役様中  
御領分中百姓九拾歳以上之者  
此度長寿之者共被相祝  
御目見被 仰付候処、病氣ニ付不罷出候九拾歳以上長寿ニ付、嶋袖壺反ツ、被下置候事  
同八拾歳以上之者  
此度長寿之者共被相祝  
御目見被 仰付候処、病氣ニ付不罷出候ニ付  
御肴一折之代鳥目三百文被下置候事  
右之通御指合無之日早速被申渡其段可被仰聞候、右人数之義は別紙調五冊之通有之、且右之品等

は御納戸御進物方承合受取候上被下可被成、首尾、人数行違亦是調落等之義も候ハ、其段取調可被仰聞、此段申達候以上

三月十六日 』

この達しの主旨は2点で、一つは「病氣ニ付不罷出候」者の人数を再確認すること、二つは彼らへの褒賞品は何かを伝えることである。前者について小姓頭は、受領者の数に間違いはないかと確認を求め、後者については90歳以上で不登の者には「嶋袖壺反」を、80～90歳未満の不登者には「鳥目ちやうもく三百文」(つまり銭300文)を支給すると達している<sup>20)</sup>(なお、文面にある「別紙調五冊」については、3-3節で言及する)。

## 2-2 数字の信頼性—嘉永2年調べ

嘉永2年3月の御目見は、仙台開府(慶長5[1600]年)以来最初で最後の一大イベント(儀礼)だったから、藩役人や大肝入の手元には関連文書がある程度残された。例えば中目文書以外の文書として、藩主の治績録、藩医(飯川寥廓)の記録あるいは吉田文書は、御目見の人数(80歳以上者数)について、具体的数字をあげて直接あるいは間接に言及している。以下に数字の言及例を二つ、また調査が短期間で完了した理由の一つあげて、彼らが記した数字の信頼性を検討する。

**第1**は、藩主(慶邦)の治績「楽山公治家記録」と「楽山公略譜」に記された数字(80歳以上者数)である。両者の嘉永2年3月4日の項には、御目見人数は2,727だったと簡潔に記している<sup>21)</sup>。

侍医勝田寿閑・及川齊・中村右内、各寿八十を躰こエ、並宮城郡芋沢村平吉母多利百二歳のほ二躰ルヲ引見、各八丈縞ヲ賜フ、其他封内士庶男女年八十以上ノ者二千七百二十七名を召見、藩士へ紋絹、庶民へ縞袖ヲ賜フ

この数字は中目文書 (2,718, 2,723人), 飯川文書 (2,717) とほぼ同じで (3-4 節を参照), 差はわずか10人程度である。従ってわれわれは, 文書に記された数字 (2,700人余) を信頼してよいであろう。

第2は, 吉田文書に記された80歳以上者の数字一式である。文書によれば, 郡奉行と出入司は調査の達しから約40日後 (2月20日) に, 奥代官衆から人数の「見詰」(見込み) 報告を受けている。

御目見之者ハ来月三日落合御分領中一字相揃罷登、右江付添罷登候者共、壹人より兩人抔罷登候事ニ而ハ五千人余ニ可相至、乍去勝手次第と被仰渡候之上ハ、乍恐登兼候者も不少可在之、大図半高罷登候見詰ニ而も式千五・六百人ニも可相及哉 (奥代官衆より郡奉行宛, 2月20日付文書)

この報告によると代官たちは, 御目見のために登仙する人数は, 該当者全員に付添1~2人が加わるとすれば, 総勢「五千人余ニ可相至」と想定した。しかし登仙者は, 諸般の事情で来ない者もいるので, 全体の「半高」(1/2) 程度「式千五・六百人ニも可相及哉」と見積もったのである。

この数字はただちに藩庁で共有されたが, 登仙者の数を正確に予想することは困難だった。それは郡奉行の次のことばでわかる。

可罷登人数実高碇しかと之義未相知兼候得共、何も押而も可登、大図おおよそ〔およそ〕半高罷登もの二仕候而も千式・三百人程ニ在之、右江面々付添人も可在之、左候得は広大之人数御郡宿両家之外国分町旅宿屋渡世之者共、家作柄ニ向分配ニ而も首尾合兼候譯ニ相見得…… (郡奉行より出入司宛, 同日付文書)

郡奉行は代官の報告をうけて, 無理をおして登仙する80歳以上者は全体の半数と仮定すれば1,200~1,300人程度, これに付添がつくと城下に2軒ある

「御郡宿」には到底収容しきれないと危惧される, と出入司 (上司) に伝えたのである<sup>22)</sup>。

吉田文書に記されたこうした数字・文言から, われわれは, 藩庁は2月20日の時点で領内の80歳以上者を2,400~2,600人と見積もっていた, と考えて間違いなからう。

第3は, 調査が短期間で完了した理由である。その理由を知れば, われわれは文書に記された数字を信頼することができるであろう。

嘉永2年調べの所要日数は, 達しは1月13日, 終了は2月20日だったから, 約40日だった<sup>23)</sup>。

この年, 領内人口は百姓だけで約46万人だったから, 藩庁が調べをゼロから始めたと仮定すると, それを40日間で完了させることは到底不可能だったであろう。

端的に言えば, 彼らが調査を短期間で終了した理由は, 地方行政の末端 (肝入・五人組頭) が毎年, 人別帳 (基礎資料) を作成・更新していたからである。藩庁は人別帳をベースとして初めて, 領民一人一人にかかわる詳細情報 (居所, 身分, 戸主, 世帯, 続柄, 名前, 性別, 年齢など) を迅速かつ的確に取得し, この種の大規模調査 (と一大儀礼) を極めて効率的に完了したのである。

以上の3点を考慮するとわれわれは, 彼らが算出・記録した数字 (調査結果) は概ね妥当であると判断してよいであろう。

## 注

- 1) 筆者が参照した文献は以下の通りである。単行本として速水 [1973], 比較家族史学会 [1990], 新村 [1991], 菅野 [1999] を, 雑誌特集として歴史科学協議会編 [1997]・[2000] を, 個別論文としては以下を参照した。法史の視点: 大竹 [1990: 177-204], 高木 [1996: 9-14], 日本史の視点: 松本 [1997: 77-104]・[2000: 112-35]・[2002: 25-47], 菅原 [1994: 319-37], 桜井 [1997: 27-38], 柳谷 [1992: 119-40] [1996: 120-41]・[2005: 171-202] など。

これらの著者は老人・老者を、使用資料・考察年代（古代、近世）などに制約されて、また現代の数値と比較するため、51歳以上あるいは61歳、また66歳以上の人々として議論をしている。

高齢者の比率について、大竹、菅原、桜井、小椋、松本らは十分目配りをしているが、基礎人口はごく小規模である。今後の課題はデータ規模をできるだけ拡張することであろう。同時に、現在の日本には90歳以上者が136万人（2010年国勢調査）、100歳以上者は5.4万人（2013年9月15日現在の住民基本台帳集計）が生存しており、今後も増加が見込まれる。

そこでわれわれは、前近代における高齢者の定義・年齢区分を再考し、各区分に対応した実態を解明すべき段階に到達したのである（例えば、内閣府が2012年9月に公表した「高齢社会対策大綱」（<http://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/index-t.html>）などを参照）。

- 2) 図1、図3（次号）は江戸時代の数値（数え年表記）と対比するため、国勢調査統計表などに掲載された年齢のうち満79歳以上者数、同89歳以上者数をもちいて作図している。

一般の日本人〔とくに中高年者〕は近・現代においても、数え年をつかい続ける人が多かったとされる。そこで政府は、明治35（1902）年12月に「年齢計算ニ関スル法律」、昭和25（1950）年1月に「年齢のとなえかたに関する法律」を施行して、満年齢表記を徹底させようとした（<http://ja.wikipedia.org/wiki/「数え年」>を参照）。

そうだとすれば、筆者のこの操作は明治21年～昭和30年（法律施行後）の人口統計・国調データには加える必要はなかった、とも言える。しかし、この期間の公式統計に占める数え年と満年齢の構成比はわからないので、大過なしとした。

- 3) とくに御目見に焦点をあてる理由は、封建社会に特徴的なこの儀礼はその執行者（藩庁・役人）に周到な事前準備（長寿者調べ、謁見の手配など）を求めたので、われわれは関係文書から超高齢者の数と処遇とを詳細に知ることができるからである。
- 4) 仙台藩は延宝5（1677）年3月、百姓が守るべき倫理規範（いわゆる「百姓条目」）を達したが、

その第1項で「父母ニ孝行ヲ第一ニ致し、次ニ妻子・兄弟其外近き親類ヲ親ミ愛し、他人ニも無偽様ニ交り、仮令其身妻子共衣食ハ貧敷とも、父母ノ養ヲ肝要ニ可致候事」と述べた（仙台市史編さん委員会〔2000:34-35〕）。

代官や肝入はこうした徳目を、例えば狐禅寺・小野寺文書に「覚」（享保4〔1719〕年2月付け）があるように、機会をとらえて百姓に教諭しようとした（但しこの「覚」は、延宝以後に達された遵守項目をも一括して書上げている）。

宮城懸史編纂委員会〔1966:277〕は、こうした規範が強調される背景には「十七世紀後半（寛文・延宝期）の新田開発の盛行による小農（新百姓）の分立」があったと記している。家産（耕作地）と世帯人数が小規模化すれば、生計は不安定となって、高齢者・老衰者が厄介視される確率は格段に高くなったであろう。それと同時に、親方百姓の支配を脱した小農は、次第に自立・自己主張をつよめて、家族・親族・村落内の紛争を頻発させ始めたのかもしれない。

- 5) 日本における孝道の導入・展開について桑原は、孝謙天皇（女帝：A.D.718-70）は「唐の制にならい、天平宝字元（757）年の勅で、天下家毎に『孝経』を備えて講習を勤むべきを命じ、また「清の順治・康熙帝の上諭の意義を敷衍した『六論衍義』や『聖諭廣訓』は、広く（17世紀中期以後の）徳川時代に行われ、我が国の風化にも大いなる裨益をしている」と述べた。
- 6) 白川〔1996〕を参照。中国・清朝の康熙帝（在位1661-1722年）と乾隆帝（1735-95年）は祖父と孫の関係にあったが、彼らは「千叟宴（せんそうえん）」と呼ぶ饗応をそれぞれ2度行っている（叟は家の長老・老人、千は多数の意。（維基百科・千叟宴 <http://zh.wikipedia.org/wiki/>））。これは皇帝が主催する饗宴であり、封建領主が催す御目見・饗応とは異なるが、両者とも養老の礼である点は共通している。

康熙帝は清朝の第4代皇帝で、千叟宴を1713年3月と1722年正月に催している。乾隆帝は第6代皇帝で、それを1785年と1796年に催している。これら4度の宴のうち、詳しい情報が得られるのは、乾隆帝（61歳）が退位宣布にともなって催した、

1796年の千叟宴である(両帝の千叟宴について宋曉昌氏は、清朝は満族の征服王朝だったので、皇帝はみずから漢族(被征服民)の文化的伝統に倣うことで、支配の正当性を認めさせようと意図するパフォーマンスだったとされる)。

維基百科の筆者は、この宴は60歳以上の老人を招待したが、「与宴者」(被招待者)は5,900余人だったと記している。彼らが総人口に占める比率は、仮に維基百科(清朝人口)が掲載している「清朝戸口流動表」の1794年人口3億1300万人余(これは出所を明記していない)を基礎人口とし、実際の参加人数を5,950人とすれば、与宴者は人口10万人あたり2人程度である[上記以外の清朝人口は、乾隆帝の千叟宴近辺の数字を拾うと、例えば1776年・2億6700万人余(竹内他[2008:6])、1786年・3億9100万人余(劉[1979:55])がある。

いずれの数字も信頼性に疑問符がつくが、ここでは試算のためウィキペディア掲載の数字をあえて使用した]。

現代の千叟宴として、広西中国国際旅行桂林支社は「福建省福州市「千叟宴」を楽しむ2000人の高齢者たち」との見出しで、本文とデジタル写真を掲載し紹介をしている。本文を引用すると、次の通りである(一部修正)。

「旧暦の1月29日である3月10日、福建省福州市倉山区城門鎮では伝統の敬老の日「拗九節(ようきゅうせつ)」のイベントとして、第30回千叟宴が行われた。「千叟宴」とは老人1000人による宴の意味で、この日は2000人を超える高齢者が集まり、拗九粥と長寿ラーメンを賞味する。中国には古くから年長者を大切にす伝統があり、福建省福州市城門鎮は毎年「千叟宴」を開催し、今日まで30年の歴史がある」(<http://www.guilintravel.jp/tour/lynews/20130311160402.htm>)。

これは町(鎮)が主催した長寿祝いの宴会である(千叟宴は、宋曉昌氏のご教示による)。

- 7) 大槻格(養賢堂学頭・清格)は「仙臺孝義録」の序文(嘉永3年9月付)で、嘉永2年御目見の際は500余人が「養老宴」にあずかったと記している(鈴木[1926/1972:18])。

「そもそも〔慶邦〕公、客歳三月をもって特旨、

封内耆老(きろう)男女八旬以上者を召して之にまみえる。おおむね陪隸を除くほか遠近より三千名にのぼり、而〔しこうして〕その期におよんで来たりて恩賜によくし、養老宴に預かるもの五百余人……」。

この記述が正しかったとすれば、登仙者は付添をふくめ1,000人余となる。

- 8) 切支丹所は奉行直属の切支丹鉄砲改役の下に、本メと役人とおいていた。彼らは類族改と鉄砲改とを管掌し、村方に「類族改帳」「鉄砲改帳」を作成させた。切支丹所は、人別改と「人別帳」の作成を所管する御郡方(出入司、郡奉行、代官)とは別部門に属した。

なお宝暦12年以後、百寿者への扶持米支給は慣例化したらしいことは、小野[1970:175-83]に記された、つぎの条文でわかる。「第三十三ヶ條 一百長寿之者へ其者生涯扶持米壹人分、年々相与へ置、郡代始役々見舞之節、木綿反物或ハ金子鳥目等自分を以為取来候」(明治2年8月付「引継ぎ簡条書」)。

- 9) 文書3の砂子田村は、気仙郡には存在しない。ゆえに百寿者と書上げられた与次右衛門養父・与左衛門は、同村「風土記」にある東磐井郡砂子田村の「天王平屋敷 喜右衛門養父・與左衛門」であろう(当時の役人の誤記かと思われる)。
- 10) この女性の実在を確実視する根拠と結論はつぎの通りである。

(1) 宝暦11年の鹿折村「人別帳」は、表蓋1丁・裏蓋1丁を欠いている。さらに肝心の2丁(枚)目は抜き取られていた。しかし勘右衛門の五人組は15軒で、うち12軒分の世帯書上(とそれ以下の全丁)は無傷である。故に2丁目に、勘右衛門をふくむ世帯3軒分が書上げられていたことになる(図版5の中程に記載された、「合六人男三人、女三人」を見てほしい。これは前丁に書かれた3軒のうち、3番目の世帯の人数合計である。故にこの1丁が紛失していることは疑う余地がない)。

(2) 「風土記」は(文書10〔次号〕に掲載したように)、勘右衛門祖母の実在をはっきりと記載している。この記載で筆者が重視したことばは、(文書3には書かれていない)「白石屋敷・勘右衛



図版5 「宝暦拾壹年本吉郡鹿折村人数改帳」（仮題）  
 （中程の「合六人 内男三人 女三人」は前丁に記された世帯の人数合計。この人別帳が1丁を欠くことを物語っている）  
 興福寺文書。

門」である。白石という屋敷名は、上記五人組12軒のうち2軒に付けられているが、他の五人組には見られない。故に勘右衛門は確実に、この五人組に属したのである。

(3) 白石という地名は上鹿折地区の地番（住所、農地、山林名）として今も使われている（戸数は近年、7軒から5軒に減少）。そこは鹿折村の最奥部、陸前高田（北方）へぬける山間・溪谷部（旧鹿折金山付近）にある。村はこの地区・組を起点に、鹿折川の兩岸地域をふくみつつ次第に南方にひらけ、気仙沼湾に達する境域内にある（人別帳の書上げはこの白石から始められた）。

(4) 仮に祖母の年齢に虚偽・誤謬があったら、褒賞と扶持は取り消され、その存在は公式文書から抹消されたであろう。しかし彼女については、「風土記」は事実と認め、中目文書（文書3）は87年後（嘉永2年）に最長寿者として書上げている。故にわれわれは、藩庁による扶持の召し上げ・文書破棄・処罰などはなかったと判断して間違いない（彼らは、自らの長寿者調べと人別改制度・人別帳を疑うことはなかったのである）。

結論はこうである。勘右衛門・祖母の世帯は、彼らの組・地区を起点として編成された人別帳の、その3丁目に確かに書上げられていた。しかしそ

れは後日、何らかの理由で意図的に抜き取られたのである。この人別帳と「風土記」は本来、旧肝入宅に伝存されていたはずである。しかしそれは、理由や何時からかはわからないが、檀那寺に預けられてきた。また帳面1枚目に、農商務省の朱色印（「農商務省 明治廿八年三月廿日 第三二〇九號検閲」）が押されている（この時点で、表蓋は欠損していたのである）。抜き取られた理由の一つは、ここにも潜んでいるかもしれない。

ゆえに勘右衛門の祖母は実在しており、殿様も藩庁もそれを前提として褒賞したのである。彼女は最長寿者だった可能性がある。

- 11) 慶邦はこの御目見に気をよくしたのか、郡村巡視などの先々に「高年・長寿・孝行者」を「召見」した。そして、「八十歳以上ノ者」に酒肴を、「寿百歳ニ躋（のぼる）」者には「養老米一人口」を給している（嘉永5、安政5年）。『楽山公治家記録』（丁卷之十二、巳卷之十八）。

仙臺叢書刊行会 [1926/1972:15] は、嘉永5年の巡視をこう記している。「五年九月五日、北郡巡視を了へ帰城す。此行八十歳以上の者三百九十八人、農業勉勵者六十六人及び孝子女を召見して、物を賜ふ」。慶邦はこの巡視に奉行（鮎貝兵庫）を、二年前の巡視には同（石田豊前）を伴った。

その御礼として、80歳以上者たちが献上品を差しだしたことは、例えば東磐井郡北方大肝入・鳥畑文書でわかる（嘉永五年「東山北方村々御百姓共之内八拾歳以上ニ付此度御目見被 仰付候者献上之諸品調書指出」、横長帳、東山北方大肝入・芦草右衛門より代官・内海信平宛文書。内海は門傳文書にも名前がでていいる）。殿様の巡視にあたり、村方と家族は準備と対応に苦慮したかもしれない。

われわれが注目すべき点は、わずか1ヶ月（嘉永5年8月6日～9月5日）の巡視で、80歳以上者398人が御目見をしたこと、つまりまとまった数の超高齢者がいたということである（安政5年4月18～23日の塩竈参詣でも、近郷の80歳以上者78名を召見し、各々に「鳥目三十四匹」（銭30文）を与えている）。

なお80歳以上者調べは、江刺市史編纂委員会 [1976:173-4] の収録文書（万延二年三月「八十歳

以上之者書上」)を見れば、村方では毎年おこなわれたということがわかる。

- 12) 飯川文書によると江戸詰の80歳以上者5人が、嘉永2年閏4月に江戸上屋敷で「年長祝」をうけている。彼らは侍1、足軽4人で、性別は男子2、女子3人だった（最高齢者は足軽鈴木錦之助祖母・とわ(83歳)、同加賀壮太郎祖父・林傳治(同)だった）。

飯川文書は末尾で、褒賞対象は陸奥と江戸の住居者だけでなく、京阪や江州・常陸などをふくむ全領民であると、断り書きをしている（「京・大坂定詰ハ勿論、江州并常・総州御領分住居ノ士・百姓マテ八十歳以上ノ者有之候ハ、年長被相祝被下物斗被成下旨被仰出候」）。

この祝いが実際に行われたことは、次の記述で確認できる。「(六月)○五日、熊本候・田安候・水戸宰相ノ邸ニ酷暑訪問ス、常陸・近江支村居住ノ男女八十歳以上九十七名へ金或ハ袖ヲ賜フ」（「樂山公治家記録」(丙巻之九)）。

仙台藩の「近江・常陸・下総国知行所人高」は文政8(1825)年2月現在、15,681人だった。この人数は嘉永2年まで変化しなかったと仮定すると、3知行所の80歳以上者比率は6.19%（人口10万人比618.6）である。

しかし常陸国知行所の人高は、宮城懸史編纂委員会[1966:62]によれば、83年間(寛保2[1742]～文政8[1825]年)に20.4%(1,897人)減少している(寛保2年9,299、天明6年7,611、享和2年7,358、文政8年7,402人)。さらに常陸国は(陸奥国と同様)天保の凶作を被ったから、伊達知行所の人口もさらに減少した可能性がたかい。

長寿者は飢饉・凶作(食糧不足や天候不順など)への抵抗力を欠いたとすれば、3知行所の嘉永2年・80歳以上者比率6.19%はある程度圧縮され、仙台領奥州分の数値(筆者の計算結果:5.37～5.38%)と同程度だったのではないかと(次号の表5を見てほしい)。

- 13) 仙台市史編さん委員会[2006:付録7]に拠って、われわれはこれら三箇所(御目見の場所)を特定することができる。「御廣間」は城内・二丸の表門(詰御門)をぬけ「御式台」を上ってすぐ正面にある続き間の一つで、間口6間×奥行3.5

間の部屋(東面)だった。

「御中奥御寄附」は二丸の北西隅、竈を備えた「御大所」に近く「御医師部屋」に接する「御式臺」(式台を備えた2間四方の部屋)だったであろう。この推定は、逸見英夫[1988:53]収録の「御二丸御家作水祓御絵図」が「御医師部屋」付近に、「御寄附」と「御玄関」とを記していることで、十分裏付けられる。

「奥御対面所」は「御小座敷」と「御舞臺」に挟まれ、「御上檀」(書院造)をふくむ続き間の一つで、間口3.5間×奥行2.5間。南に次の間を配し、南面する庭は「御弓場」と「的場」とを備える広い空間だった。

藩庁は、侍は畳の間に上げたが凡下扶持人と百姓にはそうしなかった。しかし後者については男女とも、藩主の私的空間により近い場所を選んで、殿様の雅量を示そうとしたように見える。

一方侍女子については、その一般的職分を考慮してか、賄い方(台所)近辺が使われた。

なお本絵図(付録7)は南東隅に、かなり広大な「御楽屋」を描いている。この楽屋は百寿者を褒賞した場所であるが、本来は西面の「御舞臺」と対をなし、奏者・演者の控所に充てられたであろう。

- 14) 門傳家は、東北歴史資料館[1986:6]によれば、大肝入に2度就いている。その期間は文政1～天保6年と嘉永1～安政6年である。嘉永2年調べは門傳の在任中に行われたので、関連文書が残ったのである。
- 15) 吉田家「定留」は、陸前高田市教育委員会[2003:1]によれば、寛延三年(一七五〇)から明治元年までの一一八年間(四年分欠)にわたる、仙台藩の通達・触書や村肝入の願書・返書類を書留めた帳簿で、九十五冊がほぼ完全な形で保存されてきたものである。
- 16) その根拠は二つの文書の筆跡である。すなわち、嘉永2年の予備調査の結果を記した文書(「嘉永二年正月御城下二而八拾才以上之士分男斗」(文書6)と、宝暦12年御目見の結果を記した文書(「宝暦十二年壬午年士凡取合九十歳以上之男女御城江罷出候者調」(文書3・図版2)の筆跡は、ほぼ同一と認められる。

- 17) これは文書6に続けて記されたもので書状の形式をとる。またこの文書の書き手はその筆跡から、文書3、6の書き手と同じであることがわかる。

「此度被仰付御分領中

八拾歳以上之老人御書上

申候由大凡調国元より

来候分写

南御郡

一四百三拾八人 内男式百七十七人

女百六拾壹人

同北方

一式百三拾五人 内男百拾九人

女百拾六人

中奥

一四百拾四人 内男式百壹人

女式百拾三人

奥

一千百拾九人 内男六百六拾九人

女四百五拾人

但鳥目ニ而斗大凡三拾

式人斗有之候事

ノ式千式百六人

内

一男千式百六拾六人

一女九百四拾人

右之内

九拾才より九拾八才迄百四拾九人

九十九才以上 式人

百才已上 式人

外ニ

御城下斗ハ百五六拾人

前後之由ニ相聞得、有人義

在々之調を以ハ難引合

不足ニ付実説トハ被申

間敷、近々聡と承届申

上候事

〔嘉永2年〕二月五日

右之通申し参居候間

写取入御覧候事

」

慶邦は仙臺市史編纂委員会 [1956:154-7] によ

れば、嘉永1年5月4日に帰国、翌年3月22日に江戸参府に出発している。それゆえ「御覧に入れる」相手は、江戸詰奉行（家老）だったと思われる（注19も参照してほしい）。

- 18) 奉行はこの文書で、駄賃は「御定賃錢ヲ以駅々相送候様無異義候、御城下附出之義も定賃錢ヲ以継立候様、御町奉行江申渡候」とし、運送業者の手不足には「御郡加馬ニ被成下度由も各役申聞、無異儀旨申渡候」、宿賃の釣り上げには「旅宿代之義も何分下直ニ致候様申渡候」と応じている。

- 19) 御目見の日程（3月4日～7日）は、藩主（慶邦）の都合を勘案して決められたであろう。仙臺市史編纂委員会 [1956:154-7] は、弘化2～嘉永5年まで（8年間）の、慶邦の主な行動を月日毎に整理・掲載している。それによれば慶邦は通常、3月末頃に参府のため仙台を出発、江戸で1年を過ごし、翌年4月末ころ帰国している。そこでこの御目見は、江戸参府まえに行われたであろう。

- 20) 蔵王町史編さん委員会 [1989:695-96] は、嘉永2年閏4月付の刈田郡・不登者書上を取録している（「刈田郡御村町・當八拾歳以上之者御目見ニ不相出候者共江被下置候面附」）。これは大肝入の代官宛て文書（請書の控え）で、文書9に記された内容どおり、90以上の不登者2名が鳴紬一反を、80～90未満の不登者33名が鳥目9,900文（1人当たり三百文）を頂戴したと記している（文書15も参照してほしい）。

鳥目（ちょうもく）はいわゆる寛永通宝のことで、各年次に数種が鑄造された。仙台でも「古寛永」「鉄一文銭」が鑄造されたという（<http://ja.wikipedia.org/wiki/>）。この錢貨の形姿は円形で、仙台藩が一時期流通させた仙台通宝（撫角錢）とは異なり、中央に四角い穴を穿ったものである。

嘉永2年の鳥目300文の市場価値は不明だが、国分町検断（米川右衛門）の町奉行（上野源之丞充）宛文書（3月2日付）によれば、それは平時の宿代1.5泊分程度だったと推定される。何故なら検断（米川）は、市中の旅籠代は1泊200文が相場であるとし、今回は「貳拾文為相減、百八拾文ツ、ニ仕候様首尾仕候」つまり20文を値下げさせ、一律180文にするよう手配した、と述べているからである。

- 21) 伊達楽山(慶邦)に関する情報は、「楽山公治家記録」(甲～癸)を始めとして少なくない。この記述は同書の丙巻之九および「楽山公略譜」に見える。
- 22) 御郡宿は仙台町方(国分町)におかれた旅籠で、登仙者はその居所(領内を3分)に応じて何れかに宿泊した。  
若林友輔「先生牒」は、宿主3名とその担当郡をこう記している。「国分町・菊地平三郎: 刈田, 柴田, 宇田, 亘理, 国分, 黒川, 加美, 兩名取, 宮城, 玉造, 大谷高城, 深谷, 牡鹿, 栗原郡。三文字屋仁右衛門: 桃生, 登米, 佐沼, 登米七ヶ村, 本吉郡。菊地屋与四郎: 伊具, 志田, 遠田, 江刺, 西岩井, 上下伊沢, 東山, 本吉北方, 一二三迫, 気仙郡」。
- 宿主3名のうち一人は、嘉永期には名取屋幸助に代わっていた。御郡宿は公事宿をも兼ねたかもしれない。
- 23) 調べは、次号表1の最終列〔検算結果〕を見ればわかるように、修験のカウントの仕方で人数差がでた点を除き、ほぼ完了していたと言える(詳細は次号、注32を参照してほしい)。

### 参考文献

- 江刺市史編纂委員会 [1976] 『江刺市史』(第5巻 資料篇 近世Ⅲ) 江刺市。
- 速水融 [1973] 『近世農村の歴史人口学的研究』東洋経済新報社。
- 比較家族史学会 [1990] 『老いの比較家族史』三省堂。
- 飯川寥廓「寥廓雑纂」(七) 宮城県図書館蔵。
- 石越町史編纂委員会 [1975] 「今村泰輔君編述 石越村史 附石越村誌」『石越町史』宮城県登米郡石越町。
- 逸見英夫 [1988] 『仙台城歴史散策』宮城文化協会。
- 菅野則子 [1999] 『江戸時代の孝行者—「孝義録」の世界—』吉川弘文館。
- 菊田定郷 [1933/2000] 『仙臺人名大辞書』同刊行会/仙台郷土研究会。
- 衣川村 [1988] 『衣川村史』(IV 資料編3)。
- 桑原隲蔵 [1928] 「支那の孝道殊に法律上より観たる支那の孝道」『狩野教授還暦記念難支那学論叢』弘文堂(後に『桑原隲蔵全集』(第3巻)岩波書店、

- 『中国の孝道』講談社学術文庫に収録)。
- 松本純子 [1997] 「近世の子供と老人の扶養」『歴史』(第88輯) 東北史学会。
- 同 [2000] 「近世町方の『老い』と『縁』—奥州郡山の事例を通して—」『歴史』(第94輯) 東北史学会。
- 同 [2002] 「近世社会の高齢者比率と『荒廃』下の老人・子供」『東北文化研究室紀要』(第43集) 東北大学文学研究科。
- 明治大学刑事博物館委員会 [1978] 『明治大学刑事博物館目録』(第40号)。
- 宮城県牡鹿郡役所 [1923/86] 『牡鹿郡志』同郡役所/臨川書店。
- 宮城県図書館蔵「楽山公治家記録」(甲～癸)。
- 宮城懸史編纂委員会 [1954] 『宮城懸史』(25 資料篇3) 宮城縣。
- 同 [1959] 『宮城懸史』(27 資料篇5)。
- 同 [1962] 『宮城懸史』(31 史料集Ⅱ)。
- 同 [1966] 『宮城懸史』(2 近世史)。
- 同 [1970] 『宮城懸史』(32 資料篇9)。
- 桃生町史編纂委員会 [1988] 『桃生町史』(第2巻 資料編)。
- 村井益男 [1980/95] 「おめみえ」『国史大事典』吉川弘文館。
- 小野武夫 [1970] 「西磐井郡・栗原郡・上下胆澤郡旧慣仕来演説書」『日本農民史料聚粹』(第11巻) 酒井書店・育英堂事業部。
- 大竹秀男「江戸時代の老人観と老後問題」比較家族史学会『老いの比較家族史』三省堂。
- 歴史科学協議会編 [1997] 『歴史評論』(565号特集: 老いの歴史と女性) 校倉書房。
- 同 [2000] 『歴史評論』(608号特集: 歴史に「老い」を追う)。
- 陸前高田市教育委員会 [2003] 『気仙郡大肝入吉田家文書』(第一集)。
- 劉希一 [1979:55] 『三民主義人口問題之研究』正中書局。
- 桜井由幾 [1997] 「近世農民族族における老人の地位—隠居慣行と女性—」『歴史評論』(565号)。
- 佐藤文治 [1959] 『大船渡市史資料』(第三集 近世) 大船渡市教育委員会。
- 仙台市「宮城町誌」改訂編纂委員会編 [1989:711] 『宮城町誌』(史料編・改訂版) 宮城町/仙台市。

- 仙台市史編さん委員会 [2000] 『仙台市史』（資料編 4 近世 3 村落）仙台市。
- 同 [2006] 『仙台市史』（特別編 7 城館）。
- 仙臺叢書刊行会 [1926/1972] 「楽山公略譜」『仙臺叢書』（第十二巻）。
- 白川静 [1996] 『字通』平凡社。
- 仙臺市史編纂委員会 [1956] 『仙臺市史』（第10巻）仙台市。
- 白石市史編さん委員 [1979] 『白石市史』（I 通史編）白石市。
- 新村拓 [1991] 『老いと看取りの社会史』法政大学出版局。
- 菅原憲二 [1994] 「老人と子供」朝尾他編『日本通史』（第13巻 近世 3）。
- 鈴木省三 [1926/1972] 「楽山公略譜」「仙臺孝義録」『仙臺叢書』（第十二巻）仙臺叢書刊行会。
- 高木正朗・新屋均 [2008] 「東北諸藩の人口趨勢」高木編『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古今書院。
- 高木侃 [1996] 「江戸の親子契約」『月刊百科』（906号）平凡社。
- 竹内啓・孫占坤・湧井秀行編 [2008:5] 『中国社会変動における村落と家族』明治学院大学国際学部付属研究所。
- 東北歴史資料館 [1986] 『文書目録第三集（門傳家文書 I）』（東北歴史資料館資料集17）。
- 氏家幹人 [2001] 『江戸人の老い』（PHP 新書143）。
- 柳谷慶子 [1992] 「近世家族における扶養と介護」渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社。
- 同 [1996] 「日本近世における家族・地域の扶養介護」比較家族史学会監修『家族と地域社会』早稲田大学出版社。
- 同 [2005] 「近世日本の高齢者介護と家族」比較家族史学会監修『介護と家族』。
- 安澤秀一・高木正朗 [2009] 『仙台藩明治三年北海道移住氏族并旧家来の人口分析』（社会経済史学会第78回大会自由報告資料集）。
- 蔵王町史編さん委員会 [1989] 『蔵王町史』（資料編 II）蔵王町。

Japan's Oldest-old Population in the Edo Period :  
An Attempt to Use Historical Materials of the Sendai Domain, 1737-1866 (1)

TAKAGI Masao<sup>i</sup>

**Abstract** : Japan has faced an unprecedented situation between the late 20th century (the 1980s) and the early 21st century (the 2010s): the emergence of a super-aging society and resulting collapse and profound paradox of social systems (law, politics, economy, pension, medical care, nursing care, etc.) from institutional, financial and generational perspectives. Over the past few decades, I – as one of those living in such a period – have had much more opportunities to see very elderly people and observe the current status of the local communities, hospitals and nursing-care facilities they live in. You may also often come across elderly people buying a few small food items at a supermarket in the evening, and you can easily imagine how they are living.

Aside from the number of individuals and the lifestyles of elderly people in the modern age (e.g. before 1920 when Japan's first population census was conducted), however, it is difficult to even know the exact number of elderly people in the early modern period, especially those blessed with extremely long longevity (the oldest-old). Is this because the number of oldest-old people in those days was too small to attract public attention? To approach this issue, I carefully examined historical records of the Sendai Domain for 1762 and 1849 and determined the number of those with extremely long longevity (the oldest-old). Next, I calculated the ratio of oldest-old people to the base population, the result of which was compared to the figures (the ratio of oldest-old people to the total population of Japan and to the total regional population) from national population census conducted in 1888 or after.

As a result, I concluded that in the early modern period, only a few Japanese people enjoyed extremely long longevity, with those over the age of 80 being about 5 in every 1,000 people (5‰ to 6‰ of the base population), and those over the age of 90, 0.5 person (0.3‰ to 0.5‰ of the base population). In other words, the super aging of population in the Japanese society today is a “revolutionary event” which has been observed over the last three decades (from the 1980s). For the 130 years from 1850 to around 1980, or even for the 220 years from 1760 to around 1980, Japan's population had included only a very small numbers of oldest-old people.

**Keywords** : the oldest-old, centenarian, kazoedosh (数え年), population register, longevity research, census population, regional population, base population, per mil (‰)

---

i Professor Emeritus, Ritsumeikan University